



この度、当弁護団は津島原発訴訟の第一次提訴を行い、併せて訴訟の進行等のご報告のため、弁護団通信を発刊致しました。今号では、提訴を迎えての原告代表者、事務局、弁護団員からのメッセージをお送りします。

平成27年9月29日

「ふるさとを返せ！！」津島原発訴訟 第一次提訴！！

第一次提訴を迎えて

弁護士 磯部たな

いよいよ提訴の日。前日、事務所会議で、原共同代表と菊間弁護士が語った、本件に関するこれまでの支援への感謝と今後の取り組みへの意気込みを反芻しながら新幹線に乗りました。

郡山に到着すると、すでに、津島の方々と弁護団のメンバーが、街頭でビラを配っていました。たすきをかけ、道行く人に支援を請うその姿からは、これからの提訴に向けた強い決意を感じました。



その後、提訴集会の会場へ移動し、コーラスとともに提訴集会の幕が開けました。志を同じくする方々から応援の言葉をいただき、日本人全員で闘うべき訴訟なのだ改めて思いました。また、弁護団の弁護士からも、ふるさとを取り戻すという津島の方々の思いを、津島の方々とともに、法律家として実現するのだという決意が表明されました。

最後に、裁判所まで、原告の方々と弁護団等がデモ行進を行いました。美しい秋晴れの中の行進となりました。そのかたわらでは、公園の除染作業が行われていました。「希望の牧場」のトラックも行進に加わってくれました。被災者の方々の苦しみ、容易ではない道のり、原発の恐ろしさ、それらは、福島の自然が美しいゆえに、なおさら心に響き、なんとかせねばとの意を強くしました。

提訴行動を通じて、担当させていただいている原告の方と再会し、また多くの津島の皆さんと初めて言葉を交わすこともできました。おかげで、これからの長い闘いに向けて、思いを共有することができたように思います。



弁護士の中には、これまで、津島のみなさんの思いを受け止め、寝食を忘れて、議論をつくり、訴状の作成に取り組んできた者もいます。原発災害という稀有の問題に、弁護士人生をかけて取り組んでいる者もいます。それを衝き動かしているのは、他でもなく、津島のみなさんのふるさとに何が何でも帰りたいという思いと、原発と人類とは共存できないという被害体験の重みです。



訴訟はこれからです。決して屈することなく、提訴の日の皆さんの思いや弁護士としての使命を胸に、未来へ向けた訴訟に微力を尽くしたいと改めて思っています。

津島原発訴訟 原告団長挨拶

原告団長 今野秀則さん

原発事故により避難を強いられ、既に4年半が経過します。この間、月に一度の一時帰宅など、自宅のあるふるさと・津島に立ち入りしてきました。その度に、荒廃していくふるさとの姿に心が軋み、痛みます。

先人が努力して築き、それを受け継いだ私たちが未来に手渡していく時間の流れ、地域の伝統や歴史が、突然断たれてしまいました。その場に凍り付いたように、避難した当時のまま無人の状態で佇んでいるのならまだしも、無慈悲にも時は地域内のありとあらゆるものに劣化と荒廃を刻みます。家屋は廃れ、田畑は林、森に変貌し、イノシシなど野生の動物が家の内外を荒らし回っています。単に有形のものが崩れ去るだけではなく、紡ぎ挙げた人々の絆や民俗、郷土芸能などの無形の、掛け替えのないものが、このままでは綻び、いずれ消え去らざるを得ません。

このようなことが、許されていていいのでしょうか。まっとうに生きてきた人々の生活が、団欒が、歴史が、地域ごとまるで拭い去られるように掻き消されてしまっているのでしょうか。否、断じて許してはなりません。有り得ないこの光景を生み出した、国及び東電の責任をしっかりと追及し、帰還困難区域という厳しい状況にあるふるさとを必ず取り戻さなければならない。この未曾有の事態を引き起こした国、東電の過ちを許さないため、そして、再び同様のことが起こらないよう、私たち原告団は提訴に踏み切ったのです。思いを同じくする地域の皆さんと団結し、勝訴を目指して頑張る決意を新たにしています。



原告のこたば

原告団副団長 末永一郎さん

私は、双葉郡浪江町大字赤宇木字手七郎に住んでいました。今回の原発事故のため、津島地区は帰還困難区域に指定され帰ることができません。避難して1年目に、私の父

は避難先で亡くなり、震災関連死と認定されました。避難する前は元気で働いていましたが、事故後、体育館に1ヶ月、2次避難としてホテルへ4ヶ月、そして仮設住宅に入りましたが、仮設は4畳半の狭さで心労が重なり、体調を崩して亡くなったのです。本当に無念でなりません。このような状態になったのは、国策で原発を推進してきた国、東電の責任は言うまでもなく、私たちの故郷を返せ、放射線量を元の状態に戻せ、その義務が国と東電にはあるはずで。一刻も早く、この状態から解放されることを望みます。

津島地区原発事故の完全賠償を求める会 会計
原告 三瓶春江さん

原発事故前、私の家族は10人で4世代の同居でした。事故後は家族6ヶ所での避難生活でした。余りに長過ぎる家族の離散で身体的にも限界になり、原発事故前のように家族と一緒に居る事の大切さを考え、持家を求め家族で生活する事になりました。しかし、本当の幸せではありません。原発事故前のような、自然を毎日感じ、津島の人々との交流があったからこそ幸せを心から感じられるのです。平穏に生活をしていた故郷津島から強制的に追い出され、原発事故被害者にされた悔しさは図り知れません。そして将来を担う子供達を守るのは大人の責任であり、全国に原発がある限り、原発事故被害者に誰でも成り得ることを踏まえ、国・東電に責任を認めさせる事こそが、原発への危機感と原発事故被害者の人権の確保を国に要請する手段と考えます。今こそ皆さん力を合わせ頑張りましょう。


提訴行動に参加してみよう

全国公害被害者総行動実行員会事務局
ノーモアミナマタ東京支援連絡会事務局長
土田尚義さん

津島地区の皆さんは、事故直後国による情報隠しから、町民の多数が第一原発からもっとも離れている津島地区に避難された。ところがそこが町内で一番線量が高かったとは。9月29日この日初めて郡山駅に降りたとき大勢の原告・弁護団の皆さんが元気よく行動を起こされているし、そのあとの行動も力強く感じた。これまで5回ほど東京から、現地調査に参加してきましたが、全国に避難されている被害者の皆さんと手を取り合って、国・東電に「愛するふるさと 津島をかえせ!」と叫び、運動を前進させたい。

全国公害被害者総行動実行委員会
大越宏樹さん

東京から1時間半余で着いた郡山駅周辺では、晴天のなか大きなプラカードを掲げ、ビラを配布している大勢の原告の方々の姿がいきなり目に飛び込んできました。原発事故によって、突然、生活の場・故郷を奪われ、帰還の目途もない、除染さえもされておらず、事故当時も情報提供の遅れで高濃度汚染に曝されたなど幾重にも苦しめられてきた人たち。しかし、その姿は、意外なほど明るく、集団で闘っていく決意した人々の力強さを感じました。集会での一人ひとりの発言は、人間としての尊厳をかけて闘うものであり、私もともに闘っていく決意をする場となりました。



弁護団員紹介

弁護士 武村陽

はじめまして。郡山のけやき法律事務所で弁護士をしております武村陽です。期は65期になります。大学までは東京で大学院は山梨と、東北には縁がありませんでしたが、司法試験受験を2ヶ月前に控えたあの日に、東北で弁護士になりたい、そう心に決めました。まだ弁護士になって3年目と若輩者ですが、原発ADR弁護団の活動を中心に原発賠償の問題にかかわっております。趣味は野球やマラソンといったスポーツで、仕事に行き詰まったときは体を動かしてリフレッシュしています。持ち前の体力と気力で地元弁護士として皆さまのお役に立てるよう頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。

弁護士 西沢桂子

昨年12月に弁護士になり、福島県郡山市の弁護士法人けやき法律事務所におります、西沢桂子と申します。

私が福島県を初めて訪れたのは、偶然にも東日本大震災の1週間前です。旅行で来て、帰宅後、その思い出に浸っているときに、地震が起きました。私は、たった1週間前と様変わりした福島に衝撃を受け、そのときから、福島に再訪したいという気持ちでいました。そこで、司法修習（弁護士になるための実習期間）を期に、一昨年からは県内で生活しています。

私は、たとえ小さな力でも復興の一助になればという思いで、弁護団に参加しました。頼りないところもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

弁護団の体制（五十音順）（次号以降、ご挨拶を掲載します。）

共同代表：大塚正之 小野寺利孝 高橋利明 原和良

事務局長：白井剣

次長：大野俊介 菊間龍一 長宏一 山田勝彦

飯塚皓 磯部たな 越前谷元紀 岡崎慎子 河景浩 河村健夫 金英功 西郷直子

菅波香織 菅原睦月 塚本和也 戸川瑛 戸張順平 中村遊 永山健太郎 広田次男

舟橋和宏 三井睦貴 宮腰直子 毛利弘道 安則亮介 吉直達法 若松利行

渡邊則芳

学者・研究者：梶原健嗣先生、長島光一先生

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

津島原発訴訟事務局（東京あさひ法律事務所 弁護団事務局長 弁護士白井剣）

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-5 カツハタビル4階

電話：03-3293-3621

※2015年12月まで 2016年1月以降は下記住所及び連絡先になります

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10階

電話：03-6380-1644